令和7年度における米沢市発注工事の前払金の使途拡大について<br/>

## 1 特例措置の内容

米沢市発注工事に係る前払金の使途を、前払金額の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に拡大することとします。

# 2 対象となる前払金

平成28年4月1日から新たに請負契約を締結する工事(債務負担行為に係るものを含む。)に係る前払金で、令和7年5月1日から払出しが行われるものが対象となります。

## 3 米沢市建設工事請負契約約款の改正内容

米沢市建設工事請負契約約款第39条ただし書中、「令和7年3月31日」を 削り、これまで特例とされていた前金払いの使途拡大について恒久化するこ ととします。

## 4 施行期日

### 令和7年5月1日

### 5 既に請負契約を締結している工事の取扱い

平成28年4月1日から令和7年4月30日までに、既に請負契約を締結した 工事であって、令和7年5月1日から受注者口座からの払出しが行われる前払 金があるものについては、発注者と受注者間で協議の上、令和7年5月1日以 降に当該請負契約を変更することで、この特例措置を適用することができます。 なお、変更する場合は、契約検査課まで変更協議書を提出いただき、別添契約 変更書にて契約を変更するものとします。

※契約変更書については契約検査課にて作成します。